

瀬戸市訓令第7号

本 庁
公 所

瀬戸市入札参加者指名審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市入札参加者審査委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 本市が<u>発注する工事、製造の請負、業務委託、物品売買及び賃貸借（以下「審査対象案件」という。）の契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の実施に関する事項の審査及び適正な契約事務の執行を図るため、瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(審査事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次に掲げる事項について審査する。</u></p> <p>(1) <u>設計金額が5,000万円以上の審査対象案件に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定、審査及び確認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設計金額が500万円を超える審査対象案件に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1号から第3号まで</u></p>	<p>瀬戸市入札参加者指名審査委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 本市が<u>施行する工事または製造の請負、物件の売買その他の契約の指名競争入札に参加させる者を選定するため、瀬戸市入札参加者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所管事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>厳正かつ公平に適格なる者を選定する。</u></p>

に規定する指名競争入札に参加する者の資格の審査、当該参加する者の選定及び入札方式の適否に関すること。

(3) 設計金額が300万円を超える審査対象案件に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号までに規定する随意契約の相手方に必要な資格の審査、当該相手方の選定及び随意契約を行うことの適否に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者の資格の審査等に関すること。

(5) 入札に参加する資格を有する者に対する指名停止等の措置に関すること。

(6) 入札及び契約の制度の適正化の促進及び品質の確保の促進に関する制度の改善に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 <省略>

2 委員長は副市長を、副委員長は行政管理部長を、委員は経営戦略部長、都市整備部長、経営戦略部情報政策課長、行政管理部行政課長、行政管理部財政課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。

3及び4 <省略>

(会議の招集等)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として毎月第1木曜日及び第3木曜日に委員長が招集する。ただし、委員長が必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。

2から5まで <省略>

(組織)

第3条 <省略>

2 委員長は副市長を、副委員長は行政管理部長を、委員は都市整備部長、行政管理部行政課長、行政管理部財政課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長、都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。

3及び4 <省略>

(会議の招集等)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2から5まで <省略>

<p>6 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審査をもって会議の開催に代えることができる。</p>	
<p>7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(審査依頼)</p>	
<p>第5条 各課等の長は、委員会に付議する事項があるときは、審査依頼書を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(運営)</p>	<p>(運営)</p>
<p>第6条 <省略></p> <p>(事務局)</p>	<p>第5条 <省略></p> <p>(事務局)</p>
<p>第7条 <省略></p>	<p>第6条 <省略></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の瀬戸市入札参加者審査委員会規程第2条第1号から第3号までの規定は、令和5年4月1日以後に締結する工事、製造の請負、業務委託、物品売買及び賃貸借の契約に係る一般競争入札並びに指名競争入札又は随意契約（以下「契約案件」という。）に係る審査について適用し、同日前に締結する契約案件については、なお従前の例による。